

委員会提出議案第3号

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月10日

川崎市議会議長 大島 明 様

提出者 議会運営委員長 廣田 健 一

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則

川崎市議会会議規則（昭和31年川崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第11章 辞職及び資格の決定（第99条～第103条）
- 第12章 規律（第104条～第112条）
- 第13章 懲罰（第113条～第118条）
- 第14章 会議録（第119条～第123条）
- 第15章 協議又は調整を行うための場（第124条）
- 第16章 議員の派遣（第125条）
- 第17章 補則（第126条）」

を

- 「第11章 公聴会及び参考人（第99条～第105条）
- 第12章 辞職及び資格の決定（第106条～第110条）
- 第13章 規律（第111条～第119条）
- 第14章 懲罰（第120条～第125条）
- 第15章 会議録（第126条～第130条）
- 第16章 協議又は調整を行うための場（第131条）
- 第17章 議員の派遣（第132条）
- 第18章 補則（第133条）」

に改める。

第16条中「第115条の2」を「第115条の3」に、「ともに」を「共に」に改める。

第73条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第17章中第126条を第133条とし、同章を第18章とする。

第16章中第125条を第132条とし、同章を第17章とする。

第15章中第124条を第131条とし、同章を第16章とする。

第14章中第123条を第130条とし、第122条を第129条とする。

第121条中「取消を」を「取消しを」に、「取消した」を「取り消した」に改め、同条を第128条とする。

第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、第14章を第15章とする。

第13章中第118条を第125条とし、第117条を第124条とし、第116条を第123条とする。

第115条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第122条とする。

第114条を第121条とし、第113条を第120条とし、第13章を第14章とする。

第112条中「すべて」を「全て」に改め、第12章中同条を第119条とする。

第111条を第118条とし、第106条から第110条までを7条ずつ繰り下げる。

第105条中「えり巻」を「襟巻」に、「かさ」を「傘」に改め、同条を第112条とする。

第104条を第111条とし、第12章を第13章とする。

第11章中第103条を第110条とし、第99条から第102条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第12章とし、第10章の次に次の1章を加える。

第11章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第99条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第100条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第101条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第102条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第103条 議員は、公述人に対し質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第104条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示するこ

とができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第105条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第102条（公述人の発言）、第103条（議員と公述人の質疑）及び第104条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

別表中「（第124条関係）」を「（第131条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、本会議における公聴会の開催及び参考人の招致に関する規定を追加するとともに、所要の改正を行うため、この規則を制定するものである。